

入札説明書

本説明書は令和８年９月１４日入札公告を行った下記２の工事の総合評価方式に関する補足的事項を記載したものである。

令和8年9月14日

島根県松江県土整備事務所長 中村 壽浩

記

- 1 担当部局 島根県松江県土整備事務所 広瀬土木事業所 布部ダムスタッフ
〒692-0401 島根県安来市広瀬町石原357-1 TEL 0854-32-4153

- ## 2 入札に付する工事

工事名	布部ダム 放流警報設備更新工事（第２期）
-----	----------------------

- ### 3 総合評価方式の評価方法及びイメージ図（一般的事項）

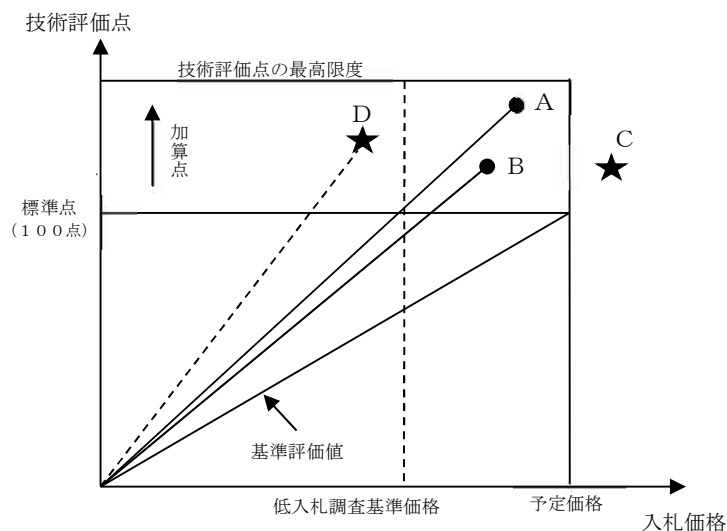
- (1) 総合評価方式による入札参加者の順位付け

入札参加者それぞれに標準点（１００点）を与え、それに評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

総合評価方式の評価は「技術評価点」を当該入札参加者の入札価格で除した（評価値）の大小をもって行う。

技術評価点＝標準点（１００点）＋評価項目毎の加算点
評価値＝技術評価点÷入札価格

- ## (2) 総合評価方式のイメージ


$$\text{各社の評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格}$$

評価値の大小(すなわち直線の傾き)で順位をつける。

A社はB社より入札価格は高いが技術評価点が高いことにより、価格のハンディを技術力で逆転する。

→ A社が落札者となる。

ただし、D社が低入札価格調査において適切とされた場合はD社が落札者となる。

C社は予定価格超過のため落札者とならない。

4 評価項目及び評価基準

(1) 企業の評価

①企業の工事成績評定点

企業の工事成績評定点の平均点を評価する。

対象となる工事成績

完成年度	令和5年度から令和7年度（完成及び引き渡し完了）
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部） 及び中国地方整備局
工事種別	通信設備工事
建設工事の種類	電気通信工事

■評価基準

◆対象となる工事成績が2件以上の場合、表1により加算点を算定する。

◆対象となる工事成績が1件または無い場合、表2により加算点を算定する。

(表1)

評定点の 平均点	80点 以上	80点未満 73点以上	73点未満 70点以上	70点未満
加算点	5.0点	加算点 = 1.5点 + $\{3.5 \times (\text{評定点の平均点} - 73.0) / 7\}$	1.0点	0点

※評定点の平均点は小数第2位を四捨五入、加算点は小数第2位を切り捨て

(表2)

評定点	80点 以上	80点未満 73点以上	73点未満 70点以上	70点未満 又は実績無し
加算点	4.5点	加算点 = (表1で計算した加算点) $\times 0.9$	0.9点	0点

※加算点は小数第2位を切り捨て

②企業の同種工事の施工実績

企業の同種工事の施工実績を評価する。

対象となる施工実績

対象期間	平成 2 8 年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部、企業局）、 及び中国地方整備局
工事種別	通信設備工事
建設工事の種類	電気通信工事
工事内容の条件等	同種工事とは、元請または共同企業体（経常 J V を除く）の構成員（ただし出資比率 20% 以上）として施工した、以下の工種を含む完成及び引き渡しが完了した工事をいう。 ただし、工事成績評定点が 7 0 点未満のものは実績として認めない。 【工種】 1 契約で、ダム放流警報設備の新設又は更新を含む工事（修繕、点検は除く）

■評価基準

- ◆対象となる施工実績が 2 回以上ある者は 2 点
- ◆対象となる施工実績が 1 回ある者は 1 点
- ◆対象となる施工実績がない者は 0 点

③企業の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）

島根県内の公共事業において、企業として受けた優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）を評価する。

対象となる表彰

表彰年度	令和４年度から令和８年度（過去５年間）
表彰機関	島根県及び中国地方整備局
工事種別	通信設備工事
建設工事の種類	電気通信工事
表彰の種類	優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）

■評価基準

- ◆知事による優良工事表彰、整備局長による優良工事施工団体表彰、または整備局部長・整備局事務所長による優良工事施工団体表彰がある者は２点
- ◆県課長による優良工事表彰、または県事務所長による優良工事表彰がある者は１点
- ◆表彰がない者は０点

(2) 配置予定技術者の評価

(注1) 複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

ただし、機器製作のみ行われる期間と現場施工期間で別々の者を配置技術者として申請する場合、現場施工を担当する配置技術者の候補者を評価の対象とする。

(注2) 配置予定技術者は、「主任技術者」又は「監理技術者」とする。

① 配置予定技術者の資格

入札公告日前日時点で保有する以下の資格を評価する。

資格：1級又は2級電気通信工事施工管理技士

■ 評価基準

- ◆ 1級電気通信工事施工管理技士の資格がある者は2点
- ◆ 2級電気通信工事施工管理技士の資格がある者は1点
- ◆ どちらの資格もない者は0点

② 配置予定技術者の同種工事の施工経験

配置予定技術者の同種工事の施工経験を評価する。

対象となる施工経験

完成年度	平成 2 8 年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部、企業局） 及び中国地方整備局
工事種別	通信設備工事
建設工事の 種類	電気通信工事
工事内容 の条件等	同種工事とは、監理技術者（監理技術者補佐を含む）、主任技術者、現場代理人または担当技術者（♣）として担当した、以下の工種を含む完成及び引き渡しが完了した工事をいう。 ただし、ダム放流警報設備の機器の現地搬入開始から調整完了まで従事していなければ加点の対象として認めない。 また、工事成績評定点が 7 0 点未満の場合のものは施工経験として認めない。 【工種】 1 契約で、ダム放流警報設備の新設又は更新を含む工事（修繕、点検は除く）

担当技術者の評価

担当技術者としての施工経験については、上記同種工事の担当技術者としてコリンズ登録されているものに限り評価する。

（♣）担当技術者とは、主任（監理）技術者でない技術者であり、従事した工事における工種、工法・型式（コリンズ登録体系によるもの）の工程の全期間において、主任（監理）技術者の指導監督の下で、施工管理（写真管理、品質管理、出来形管理、工程管理のいずれか）を担当する者とし、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

■ 評価基準

- ◆ 対象となる施工経験が 2 回以上ある者は 2 点
- ◆ 対象となる施工経験が 1 回ある者は 1 点
- ◆ 対象となる施工経験がない者は 0 点

③ 配置予定技術者の優秀建設技術者表彰

島根県内の公共事業において、配置予定技術者が受けた優秀建設技術者表彰を評価する。

対象となる表彰

表彰年度	令和４年度から令和８年度（過去５年間）
表彰機関	島根県及び中国地方整備局
工事種別	通信設備工事
建設工事の種類	電気通信工事
表彰の種類	主任（監理）技術者または現場代理人として受けた、優秀建設技術者表彰

■評価基準

- ◆優良工事知事表彰該当工事の優秀建設技術者表彰（建設工事部門）、整備局長による優秀建設技術者表彰（工事）、または整備局部長・整備局事務所長による優秀建設技術者表彰（工事）がある者は２点
- ◆優良工事県課長表彰該当工事の優秀建設技術者表彰（建設工事部門）、または優良工事県事務所長表彰該当工事の優秀建設技術者表彰（建設工事部門）がある者は１点
- ◆表彰がない者は０点

(3) 地域貢献・その他

①労働福祉関連の状況

入札公告日前日における企業としての次の a、b に掲げる項目を評価する。

a 障がい者雇用の実態：下記のいずれかの実態がある場合

- ・法定雇用率を適用される者 …法定雇用障がい者数を超える雇用
- ・法定雇用率を適用されない者… 1 人以上の雇用

b 育児・介護休業に関する制度：下記のいずれかの取組みがある場合

- ・こころカンパニー（しまね子育て応援企業）に認定されている。

認定状況を確認するため、「こころカンパニー認定書」の写しを添付すること。

- ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（令和 7 年 10 月 1 日施行、以下「育児・介護休業法」という。）」で定める制度を超える内容を含む制度を規定している。

ただし、申請にあたっては、就業規則等のうち育児・介護休業法に関係する部分を添付資料として提出すること。

この際、法定の制度を超える箇所にアンダーライン明示すること。なお、明示が無い場合は、評価の対象としない。

上記就業規則等の内容を確認するため、必ず技術資料「育児・介護休業に関する制度 チェック表」を記入し、添付すること。

■評価基準

- ◆ a b すべて該当する者は 2 点
- ◆ a b のうち 1 つ該当する者は 1 点
- ◆ 上記でない者は 0 点

(4) 地理的条件

① 近隣地域での施工実績【地域設定】

近隣地域での施工実績を評価する。

対象となる施工実績

対象期間	令和6年度及び令和7年度（過去2年間）
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部）
工事種別	通信設備工事
建設工事 の種類	電気通信工事
対象工事	施工場所：安来市内 工事成績評定点が70点未満のものは実績として認めない。

■評価基準

- ◆施工実績がある者は1点
- ◆施工実績がない者は0点

② サポート拠点の所在地及び技術者の在籍

入札公告前日における、技術者が在籍する技術的支援サポート拠点の所在地を評価する。

サポート拠点は、自社のみを評価する。（関連会社及び協力会社は、評価対象外）

技術者とは、「1級又は2級電気通信工事施工管理技士、電気通信主任技術者」をいう。

■評価基準

- ◆島根県内に有する場合は2点
- ◆中国地方内に有する場合は1点
- ◆上記でない場合は0点

(5) 減点

① 低入札工事の工事成績が良好でない場合の減点

前年度から入札公告日前日までに完成した島根県発注の工事又は令和7年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事の工事成績評定点が75点未満であれば、減点を行う。(工事成績評定点が70点未満の場合、入札に参加することができない。)

■減点基準

- ◆70点の者は－5点
- ◆75点の者は0点
- ◆中間の者は按分で点数を算出

【減点 = 5点 × (75－低入札工事の点数) ÷ (75－70)】

なお、対象工事が複数ある場合は、工事成績評定点が一番低い工事を減点対象工事とする。

『減点の計算事例』

A社の県発注工事（令和7年度から公告日前日）の低入札工事の工事評定点が72点と74点であれば、72点を採用して、

A社の減点 = 5点 × (75^点－72^点) ÷ (75^点－70^点) = 3.0点
(小数第2位四捨五入)

② 県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による減点

島根県発注の令和7年度に完成した公共工事において、県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による工事成績評定点の減点を受けたことがあれば、減点を行う。

■減点基準

- ◆県内下請の使用義務付け違反の場合は－1点
- ◆県内産資材の使用義務付け違反の場合は－1点

5 技術資料の審査の統一事項

技術資料の審査が公平かつ迅速に行えるよう「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項」及び「同統一事項（具体事例）」を定め、下記に掲載しているので参考にすること。

島根県ホームページ

トップ > 環境・県土づくり > 技術管理 > 技術管理情報 > 総合評価方式
> 建設工事総合評価方式、業務委託総合評価・プロポーザル方式

【総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項】

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sougouhyouka/